

# 手続きをお忘れなく 東区役所(北11条東7丁目)☎741-2400

引っ越しをするときは、下表のような手続きが必要になります。ご不明な点は電話でご確認の上ご来庁ください。  
区役所の受け付けは月～金曜日の午前8時45分からです。

(表内の※印は手続きのとき必要なものです)

		転出(東区から市外へ引っ越し) 特に記載のないものは東区役所での手続きです	転居(市内、区内での引っ越し) 特に記載のないものは転居先の区役所での手続きです	詳細
住 民 票		転出届(転出証明書が発行されます。新しい住所地を確認の上、引っ越し前に手続きしてください) ※印鑑 ※本人確認ができるもの	新住所地の区で転入・転居届(新しい住所地は○番○号または○番地(枝番)まで必要。転居後14日以内に届け出) ※印鑑 ※本人確認ができるもの	戸籍住民課
印 鑑 登 録		印鑑登録証の返還(転出届で自動的に廃印されます。必要な方は転出先で新たに登録手続きをしてください)	新住所地への転入・転居届により自動的に住所変更されます(印鑑登録証は継続して使用できます)	
転 校 (小・中学校)		今までの学校から在学証明書の発行を受け、転出先で転入届と一緒に提出	入校手続き(今までの学校で在学証明書の発行を受け、戸籍住民課で発行する入校票と一緒に指定の学校へ提出) ※在学証明書	
国民健康保険		脱退手続き及び保険料の精算 ※転出届の際に戸籍住民課が発行する届出書 ※保険証 ※納付通知書	住所変更手続き ※転入・転居届の際に戸籍住民課が発行する届出書 ※保険証	保険年金課
国民年金	加入者	転入・転居届で自動的に住所変更されます		
	受給者	受給している年金の種類によって手続きが異なります 札幌東社会保険事務所(☎832-5300)または保険年金課年金係へお問い合わせください		
児 童 手 当		受給事由消滅届の提出(このほか転出先でも手続き)	新住所地への転入・転居届により自動的に住所変更されます	保健福祉サービス課
児 童 扶 養 手 当		東区役所で住所変更手続き後、転出先で手続き ※手当証書	住所変更手続き ※手当証書	
特別児童扶養手当		道内へ→転出先で手続き ※手当証書 道外へ→東区役所で住所変更手続き後、転出先で手続き ※手当証書	住所変更手続き ※手当証書	
各種医療費の助成		受給者証の返還(このほか転出先でも手続き) ※受給者証	住所変更手続き ※受給者証	
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当		住所変更届の提出(このほか転出先でも手続き)	住所変更手続き	
身体障害者手帳 療育手帳		福祉タクシー利用券・心身障害者福祉乗車証・自動車燃料助成券(4月以降に転出の場合)の返還(このほか転出先でも手続き)	居住地変更届の提出 ※身体障害者手帳または療育手帳	
敬老手帳 敬老パス		敬老手帳・敬老パスの返還 ※敬老手帳 ※敬老パス	敬老手帳の住所を自分で書き換えてください	
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車		廃車届(廃車証明書を発行します) ※印鑑 ※ナンバープレート ※標識交付証明書 ※本人確認ができるもの	住所変更手続き ※標識交付証明書または廃車証明書 ※新しい住所を確認できるもの(住所変更済の運転免許証など) ※印鑑	課税課
軽自動車・軽二輪車 (125cc超250cc以下)		転出先の軽自動車協会での手続き	札幌地区軽自動車協会での手続き (北区新川5条20丁目1-20☎768-3955)	
小型二輪(250cc超)		転出先の運輸支局での手続き	札幌運輸支局での手続き(北28条東1丁目☎731-7165)	
固 定 資 産 税		土地・家屋・償却資産の所在する区役所、市町村へ住所変更の届け出をしてください(電話・はがきも可)		

## 丘珠連絡所が移転します

丘珠連絡所は、丘珠町649番地から、丘珠町183番地2(現丘珠ふれあいセンター1階)に移転します。これに伴い、丘珠地区福祉のまち推進センターは、2階に移転します。

**新連絡所での業務開始日** 4月1日(火)

**電話番号** 781-4283(変更ありません)

※丘珠ふれあいセンターは789-9771

**交通機関** 市バス東61、東76

中央バス栄21

いずれも「丘珠神社前」下車

◆新連絡所には打ち合わせやバスの待ち合わせにも使える交流スペースを用意しています。お気軽にご利用ください。

